

保存期間30年

通達乙警第1196号

令和3年12月20日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」の運用について

「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」（以下「サポートネットワーク」という。）については、公益社団法人いばらき被害者支援センター（以下「支援センター」という。）、茨城県産婦人科医会（以下「産婦人科医会」という。）、一般社団法人茨城県医師会（以下「医師会」という。）及び茨城県警察の4者による「性暴力等被害者支援に関する協定書」（平成27年11月2日締結）に基づき、「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」の運用について（平成30年12月17日付け通達乙警第1588号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、性暴力・性犯罪被害者（以下「性犯罪被害者」という。）の支援の一層の充実等を図るため、令和元年12月19日には、サポートネットワークに茨城県が加わり5者の運用となったほか、性犯罪被害者への医療費助成による支援や性犯罪被害相談に係る全国共通短縮番号「#8891」が整備されるなど、今後は、下記により運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 サポートネットワークの目的

性犯罪被害者に対し、被害直後からの総合的な支援（医療支援、捜査関連の支援、法的支援、相談・カウンセリング等の心理的支援等）を可能な限り1か所の窓口で実施することにより、性犯罪被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への被害の届出を働き掛け、被害の潜在化を防止することを目的と

している。

2 支援対象者

- (1) 強制性交等、強制わいせつ等の刑法に規定する性犯罪の被害者、その家族等
- (2) 本人の同意がなく、あるいは、意思に反して性的被害を受けた者、その家族等

3 警察の対応

サポートネットワークの目的に賛同し、性犯罪被害者の支援に協力する医療機関以下「協力病院」という。)及び支援センターへの対応は、性犯罪被害者の同意や要請があることを前提として、次のとおりとする。

(1) 協力病院

ア 協力病院に対して、診察・治療、被害の確認、証拠採取等（以下「証拠採取等」という。）を依頼する。

イ 協力病院に対して、証拠採取等が適切に行われるための性犯罪被害者の情報を提供する。

ウ 協力病院から臨場要請等があった場合は、速やかに対応する。

(2) 支援センター

ア 支援センターに対して、必要な情報を提供し、支援を依頼する。

イ 支援センターから被害申告、事件相談等の依頼があれば、これに対応する。

4 支援センター、産婦人科医会等の対応

(1) 支援センター

ア 性犯罪被害者に対する性犯罪被害相談に係る全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」及び「性暴力被害者サポートネットワーク茨城相談電話029-350-2001」等による相談支援を行い、警察への被害申告の働き掛けを行う。

イ 協力病院の紹介、病院、警察、検察庁、裁判所等への付添い、その他必要な被害者支援に関係する機関・団体の紹介等を行う。

ウ 警察への相談、届出及び公費負担を望まない性犯罪被害者に対して、原則として、次の医療費（各項目1回に限定）の助成による支援を行う。

(ア) 初診料及び処置料（投薬料及び人工妊娠中絶費用を含む）

(イ) 性感染症検査料

(ウ) 緊急避妊措置料

(2) 産婦人科医会、医師会

ア 協力病院に対して、

- 性犯罪被害者の診察の際の不安を和らげる配慮
- 警察に対する被害申告、相談、立会要請等の連絡
- 警察からの依頼を受け、性犯罪被害者に対する証拠採取等の実施
- 支援センターに対する被害者支援の依頼

の協力要請を行う。

イ 協力病院に対して、被害者支援に関する研修等を行う。

5 基本的対応要領

警察における基本的対応要領については、別に定める。

6 運用上の留意事項

(1) 教養の徹底

性犯罪被害者の心情に配慮した捜査や的確な支援がなされるよう、職員に対し、サポートネットワークや支援センターの取組等に関する教養の徹底を図ること。

(2) 臨場時等における配慮

性犯罪被害者及び協力病院の要請により臨場する場合は、一見して警察と分からない車両の使用や私服による臨場等、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を行うこと。

また、必要に応じて警察署、自宅等への送迎の配慮を行うこと。

(3) 協力病院に対する事前連絡

性犯罪被害者の同意や要請により、警察官が協力病院に同行する場合は、事前に協力病院に連絡し、診察等の協力が可能であるか確認すること。

診察等の協力が可能な場合は、あらかじめ、被害概要等の説明を行うとともに、証拠採取等の依頼と公費負担制度について説明すること。

また、病院への出入りや待機時において、一般来院者と不用意な接触が生じないように、職員通用口や別室の利用等の協力依頼をすること。

(4) 証拠採取の説明等

協力病院において性犯罪被害者から証拠採取を行うに当たっては、性犯罪採証セットを携行し、受診前に医師に対し事案の内容に応じた採証要領を説明すること。また、採証の際は、警察官が性犯罪被害者に同行して立ち会うこと。

(5) 支援センターに対する情報の提供等

支援センターに対して、性犯罪被害者の人定、被害概要等を提供し、具体的支援を依頼する場合は、「犯罪被害者等早期援助団体との連携要領」（平成29年4月24日付け通達乙警第648号別添）の定めによること。

(6) 相談室等の活用

性犯罪被害者から事情聴取等を行う際は、来署者等の目に触れる場所での対応は避け、相談室等を活用するなど、性犯罪被害者のプライバシーが守られ、安心できる環境において行うこと。

(7) 個人情報保護

診察・治療等を行うに際して、協力病院に性犯罪被害者の個人情報を提供する場合は、必ず性犯罪被害者の同意を得て行い、関係者以外に漏れることのないよう秘密の保持を徹底すること。

(8) 協力病院のリスト

協力病院のリストについては、来署者等の目に触れないよう、取扱いには十分注意すること。

(9) 協力病院以外の医療機関に対する対応

性犯罪被害者が協力病院での診察・治療等を望まず、協力病院以外の医療機関での診察・治療等を行う場合や協力病院以外の医療機関から臨場要請等があった場合も、協力病院に対する対応と同様に行うこと。

7 広報活動の推進

性犯罪被害者は、相談窓口、支援内容等に関する情報不足から、受けられるべき支援を受けられないばかりか、被害申告をためらう傾向にあることから、サポートネットワークの広報活動を積極的に推進すること。